

# 「ポストコロナ・チャレンジ支援事業」に係る イベント企画運営業務委託プロポーザル募集要領

## 1 案件名称

「ポストコロナ・チャレンジ支援事業」に係るイベント企画運営業務委託

## 2 事業の目的

本事業は、革新的な発想や技術に基づき社会課題解決に取り組む、スタートアップをはじめとする中小企業等の起業または新ビジネス創出を支援するため、ポストコロナ社会における新規性・創造性に富んだビジネスプランを募集し、有望なビジネスプランとして選定された者に対し、事業立上げ経費等に助成金を交付するとともに、専門家等によるメンタリングを実施し、それらの成果を公開 Demo Day で発表することを目的とする。

## 3 委託業務の内容等

### (1) 委託業務の内容

別添「イベント企画運営業務委託に係る仕様書(以下、「仕様書」という。)」を参照のこと

### (2) 委託上限額

金5,995,550円(消費税及び地方消費税を含む)

### (3) 契約期間

契約締結日～令和5年3月31日

### (4) 選定方式

公募型プロポーザル方式

### (5) 履行場所

受託者において確保する場所(原則、神戸市内)及び仕様書に記載する場所とする。

### (6) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、契約金額以外の費用を負担しない。

## 4 参加資格

民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと
- (3) 国税及び地方税のいずれも滞納している者でないこと
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生申立開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること
- (5) 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体ではないこと
- (6) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- (7) 暴力団排除条例施行規則(平成23年公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴

力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと

- (8) 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記(6)又は(7)に該当する者をその受託者とししないこと
- (9) 上記(6)、(7)及び(8)に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他公益財団法人ひょうご産業活性化センター(以下「当センター」という)が行う一切の措置について異議を述べないこと

## 5 参加方法等

### (1) 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書(様式1)に必要な事項を記入のうえ、会社概要(パンフレットなど任意)を添えて次のとおり事務局に提出する。

期 限: 令和4年5月24日(火)16時 必着

方 法: 事務局へ電子メール(以下「メール」という)

事 務 局: 公益財団法人ひょうご産業活性化センター 創業推進部 新事業課

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号 神戸市産業振興センター2階

TEL:078-977-9072 FAX:078-977-9112

E-Mail: shinjigyo@staff.hyogo-iic.ne.jp(担当:田中)

### (2) 質問受付

不明の点がある場合の質問の受付期間、受付方法及びその回答方法は次のとおりとする。

受付期間: 令和4年5月9日(月:公募開始日)から令和4年5月25日(水)16時まで

受付方法: メールまたはFAX

事 務 局: 5(1)に同じ

回答方法: 令和4年5月26日(木)までに全ての参加者にメールまたはFAXで回答する。ただし、全ての参加者に回答することが適当でないと当センターが判断した質問については、質問者のみにメールまたはFAXで回答する。

### (3) 参加辞退

参加申込をした者が参加を辞退するときは、速やかに参加辞退届(様式3)を事務局に提出する。

## 6 当選者の選定等

### (1) 参加資格の確認

参加表明書の提出期限の日をもって、参加資格を確認する。

### (2) 企画提案の提出

参加資格を有すると確認された者は、当センターが定める期限までに企画提案申請書(様式2)に必要な事項を記入のうえ、関係書類を添えて次のとおり事務局に提出する。

関係書類: ① 企画提案書: 正1部、副5部

② 定款: 1部

法人格を有しない場合は、規約等これに類する書類

③ 履歴事項全部証明書(提出日において発行から3か月以内のもの): 1部

法人格を有しない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、

目的、資産の総額を記載した書類

④ 参加表明の申請日が属する会計年度の前年度の決算書類:各1部  
事業報告書、貸借対照表、損益計算書等

⑤ 県税の滞納がないことを証する書面(提出日において発行から3か月以内のもの):  
1部

期 限: 令和4年5月30日(月)16時 必着

方 法: 直接事務局へ持参又は郵送

事 務 局: 5(1)に同じ

### (3) 当選者の選定

企画提案を申請した者は、当センターが定める期日に開催する選定審査においてプレゼンテーション(ヒアリング)を実施する。選定委員会は企画提案の評価基準に従って採点を行い、一定基準を満たした上で評価点が最も高い者を当選者として選定する。

選定結果は企画提案を申請した者に文書で通知する。ただし、審査の経過や結果に関する問合せには応じない。

### (4) 企画提案の評価基準(配点100点)

評価項目	評価内容	配点
提案内容等	企画運営業務内容	20点
履行計画	履行スケジュール	20点
実施体制	実施場所・設備等、業務実施責任者、業務スタッフの体制・スキル等	30点
業務実績	同種の業務実績、その他(業務に関する提案等)	20点
提案価格	提案価格、所要経費および内訳	10点

### (5) 提案価格

提案価格が著しく低い者は、ヒアリングを実施の上、当選しないことがある。

## 7 スケジュール

- ① 公募開始 令和4年5月9日(月)
- ② 参加表明書及び会社概要の提出期限 令和4年5月24日(火)
- ③ 参加資格決定通知 令和4年5月25日(水)
- ④ 質問受付期限 令和4年5月25日(水)
- ⑤ 企画提案申請書及び関係書類の提出期限 令和4年5月30日(月)
- ⑥ 選定審査 令和4年6月1日(水)
- ⑦ 選定結果通知 令和4年6月3日(金)
- ⑧ 契約締結・事業開始 令和4年6月中旬
- ⑨ 事業完了 令和5年3月31日(金)

## 8 委託契約の締結等

- (1) 当センターは、業務を委託するものとして選定された当選者と提案業務の実施方法等について、協議・調整を行う。その際、双方で確認のうえ、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (2) 契約条項は、当センターにおいて示す。
- (3) 受託者は、契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に契約保証金として当センターに納付すること。但し、保険会社との間に当センターを被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合は、その契約保証金の納付に代えることができる。（証書提出）

## 9 その他

- (1) 参加希望者（または参加者）が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ① 提出書類の提出期限を過ぎた場合
  - ② 募集要領に定める事項に違反した場合
  - ③ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
  - ④ 募集要領に定める方法以外で当センター職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
  - ⑤ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと当センターが判断した場合
- (2) 企画提案に要する費用はすべて参加希望者（または参加者）の負担とする。
- (3) プロポーザルの過程で得た情報等は当センターに帰属し、当センターは調査手段等を含め公開・配付できるものとし（個人情報および企画提案書の内容を除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。
- (4) 企画提案書の著作権は、参加希望者（または参加者）に帰属する。
- (5) 提出された企画提案書等は、審査のためにのみ使用し、参加希望者（または参加者）には返却しない。
- (6) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜当センターが判断するものとする。